

横浜市上郷矢沢コミュニティハウス

指定管理者選定委員会

審査報告書

平成 29 年 8 月

1 経緯

横浜市上郷矢沢コミュニティハウスの第2期指定管理者の選定にあたり、横浜市上郷矢沢コミュニティハウス指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、事業者から提出された応募書類を審査し、面接審査を実施しました。

この度、選定委員会による選定が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに審査結果を報告します。

2 横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会

委員長	和田 淳一郎	（横浜市立大学教授）
委員	内田 克己	（上郷町内会長）
委員	小西 淳一	（栄区青少年指導員協議会会長）
委員	原田 祐子	（原田祐子税理士事務所）
委員	本田 桂子	（上郷西地区民生委員児童委員会会長）

3 指定候補者選定の経過

経過項目	年 月 日
第1回横浜市上郷矢沢コミュニティハウス指定管理者選定委員会 （選定スケジュール及び公募要項等の検討）	平成29年5月15日(月)
公募要項に関する質問受付（1件）	平成29年6月1日(木)～6月23日(金)
公募要項に関する質問回答（1件）	平成29年7月7日(金)
応募書類の受付（1団体）	平成29年6月16日(金)～7月21日(金)
第2回横浜市上郷矢沢コミュニティハウス指定管理者選定委員会 （面接審査、指定候補者の選定）	平成29年8月18日(金)

4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市上郷矢沢コミュニティハウス指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「評価基準」に従って、応募事業者から提出された応募書類を審査し、面接審査において応募団体からの提案説明及び選定委員による質疑を行いました。

審査点数は各委員160点を持ち点とし、評価基準項目ごとに点数を配分しています。審査にあたっては、各委員が評価基準項目ごとに採点し、その平均点を審査得点としました。

なお、第1回選定委員会において、最低基準点を96点（配点合計の6割）とし、この点数を満たさない場合は指定候補者に選定しないと決めました。

<評価基準項目及び配点>

1 基本条件の理解度 (10点)	1-1	・「施設の設置目的」や「区役所の施策上の施設の位置付け」及び施設内容、機能等を適切に理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか。(5点)
	1-2	・「地域特性」を適切に理解し、地域ニーズを踏まえて、地域コミュニティの醸成や地域の連携に繋がる管理運営の提案がなされているか。(5点)
2 接客・接遇 (5点)	2-1	・おもてなしの精神を踏まえた接客体制となっており、具体的な取り組みがなされているか。(5点)
3 公平性 (10点)	3-1	・全ての利用者に対して公平な利用機会の提供が可能となっているか。(10点)
4 安定性・安全性 (30点)	4-1	・安定的な管理運営を継続できる職員体制が取られているか。(5点)
	4-2	・個人情報保護その他の法令遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となっているか。(5点)
	4-3	・市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。 ・地域と連携した日常的な防災への取組がなされているか。(5点)
	4-4	・施設設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。(5点)
	4-5	・安全かつ安定した施設の維持管理計画、施設の長寿命化に貢献する修繕計画となっているか。(5点)
	4-6	・安全・安心のまちづくり「セーフコミュニティさかえ」について理解し積極的な取り組みが図られているか。(5点)
5 運営の実施効果 (15点)	5-1	・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、コミュニティハウスの基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。(10点)
	5-2	・利用者数、施設稼働率の向上に対し、有効な対策が示されているか。(5点)
6 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 (20点)	6-1	・利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。(10点)
	6-2	・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。(10点)
7 効果的な自主事業展開 (20点)	7-1	・コミュニティハウス自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。(5点)
	7-2	・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。(5点)
	7-3	・質の高い事業を行う工夫が行われているか。(5点)
	7-4	・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか。(5点)
8 効率性 (25点)	8-1	・施設の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか。(5点)
	8-2	・収支計画は適切か。(10点)
	8-3	・運営の効率化等により、指定管理料の削減に繋がっているか。(10点)
9 積極性、意欲 (10点)	9-1	・本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極性が見られるか。(5点)
	9-2	・本市の重要施策の実現に向けて、積極的に取り組んでいるか。(5点)
10 団体の資質・実績	10-1	・団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか。(5点)
	10-2	(現指定管理者が応募した場合) ・区の業務点検による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は、減点対象) (-5点~+5点)

(15点)	10-3	・応募団体は、市内中小企業又は地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体か。(5点)
-------	------	--

(配点合計 160 点)

5 応募者の制限

応募事業者（代表団体及び構成団体）について、応募書類の受付時に、公募要項に定める「応募者の制限」に該当しないことを確認しました。

8 応募に関する事項

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により本市における入札の参加資格を制限されていること。
- イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること。
- ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。
- オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。
- キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること。
- ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）。

6 応募団体（計1団体）

特定非営利活動法人 さかえ区民活動支援協会

7 審査結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

指定候補者：特定非営利活動法人 さかえ区民活動支援協会

8 審査得点（審査得点は各委員の評点の平均点）

団体名	評価基準項目 配点／審査得点									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	10点満点	5点満点	10点満点	30点満点	15点満点	20点満点	20点満点	25点満点	10点満点	15点満点
特定非営利活動法人 さかえ区民活動支援協会	9.0	4.6	8.4	24.2	13.0	16.8	16.2	19.8	8.8	12.6

得点合計 133.4点 / 配点合計 160点満点

9 審査講評

第1期指定管理期間の運営実績は、開設初年度と平成28年度を比較すると、利用者数は約1.4倍に増加させ、稼働率も9.4ポイント向上させており、評価できるものであった。

第2期指定管理期間についても、高齢化率の高い地域特性や区の運営方針を踏まえた事業計画を提案しているほか、夜間帯の稼働率の向上や若い方の利用促進を図るなど、運営に対する積極性が認められ、評価できるものであった。

10 総評

「特定非営利活動法人 さかえ区民活動支援協会」の行った提案内容は、各項目において、概ね評価できる内容であった。第1期の指定管理者としての運営実績も評価でき、第2期の指定管理者候補者に選定するにあたって問題がないものと判断した。

第2期の運営に当たっては、第1期で取り組んできたことの延長に陥ることなく、提案のあった事業計画を着実に実施するほか、新たな地域ニーズの把握に努め、それに対応した事業を実施することで、利用者が施設に愛着を感じることができるよう施設運営を期待する。